

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月14日
【四半期会計期間】	第75期第3四半期（自平成23年10月1日至平成23年12月31日）
【会社名】	花月園観光株式会社
【英訳名】	KAGETSUENKANKO Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松尾 嘉之輔
【本店の所在の場所】	横浜市中区桜木町三丁目7番2号
【電話番号】	045(228)8860
【事務連絡者氏名】	総務部長 堤 道雄
【最寄りの連絡場所】	横浜市中区桜木町三丁目7番2号
【電話番号】	045(228)8860
【事務連絡者氏名】	総務部長 堤 道雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第74期 第3四半期連結 累計期間	第75期 第3四半期 累計期間	第74期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年12月31日	自平成23年4月1日 至平成23年12月31日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高(千円)	673,550	229,324	613,511
経常損失( )(千円)	337,747	90,986	306,633
四半期(当期)純利益又は損失 ( )(千円)	1,949,555	49,403	2,232,115
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金(千円)	883,300	883,300	883,300
発行済株式総数(千株)	17,666	17,666	17,666
純資産額(千円)	858,692	617,315	572,496
総資産額(千円)	4,997,151	1,344,572	4,500,439
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は損失金額( )(円)	110.83	2.81	126.89
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	17.2	45.9	12.7

回次	第74期 第3四半期連結 会計期間	第75期 第3四半期 会計期間
会計期間	自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	自平成23年10月1日 至平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額又は 損失金額( )(円)	100.01	7.14

- (注) 1. 当社は平成23年11月7日付で子会社株式を譲渡したことにより、第75期第3四半期会計期間末に連結子会社が存在しないため、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。また、第74期第3四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため第3四半期累計期間に代えて第3四半期連結累計期間について記載しております。
2. 第74期第3四半期連結累計期間及び第74期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在していないため記載しておりません。また、第75期第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。
3. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

#### 2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)は連結子会社であった株式会社サテライト横浜の全株式を譲渡いたしました。このため連結子会社はなくなりました。なお、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
前期から継続するリスクとしては以下のものがあります。

#### (1) 被災したサテライトかしまの運営に関するリスク

東日本大震災と福島第一原子力発電所事故の影響で南相馬市にあるサテライトかしまは未だに営業再開が遅れております。地元からの強い営業再開の要望もありますが、福島第一原子力発電所事故の影響により再開の目処が立たない状況であります。他方、東京電力(株)に対しては営業損害賠償金を請求し平成23年3月から11月末までの賠償金については合意し特別利益に計上いたしております。

また、平成23年12月から平成24年2月までの期間は所定の補償期間として東京電力(株)との協議を続ける予定であります。しかし、それ以降の補償については、今現在未定となっております。

#### (2) 資金の調達に関するリスク

資金調達については、金融機関からの借入金により必要資金は調達できておりますが、将来も引き続き十分に調達可能であるという保証はありません。

#### (3) 重要事象について

当社は、当第3四半期累計期間において、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の影響で、競輪開催の一部中止及びサテライトかしまの営業中止が続いており、前事業年度から引き続き7百万円の営業損失を計上しております。また、借入金返済と新たな運転資金の調達のために、平成23年11月に子会社のサテライト横浜の全株式を譲渡(5年以内に買戻しできる権利を有する。)し、金融機関より新規借入を行いました。主力事業所であるサテライトかしまの営業中止が続いているため今後の資金繰り等への影響が懸念される状況が続いております。これらの状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

### 2【経営上の重要な契約等】

#### 連結子会社株式の譲渡について

当社は、平成23年10月25日開催の取締役会において、連結子会社であった株式会社サテライト横浜の全株式を譲渡することを決議し、平成23年11月7日付で譲渡いたしました。

なお、詳細については「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項 (企業結合等関係)」に記載のとおりであります。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

当社は、前第3四半期累計期間は四半期財務諸表を作成していないため、前年同期との比較分析は行っておりません。

#### (1) 業績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災後の景気の停滞からは穏やかに回復しつつあるものの、長引く円高やギリシャをはじめとする欧州の財政危機、タイで発生した大洪水による影響など、国内外において懸念すべき問題も依然として多く、先行き不透明な状態で推移しました。

このような状況のもとで、当社では、福島県南相馬市のサテライトかしまが東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により営業再開の目途が立たない状況であります。

サテライトかしまの被った損害賠償については、平成23年3月から8月の期間分は8千万円で東京電力(株)と合意し12月に特別利益を計上いたしました。引き続き、平成23年9月から11月の期間分も東京電力(株)と協議しておりましたが、平成24年1月末に3千9百万円で合意し第3四半期会計期間に特別利益として追加計上いたしました。なお、平成23年12月から平成24年2月分までは所定の補償期間として東京電力(株)との協議を続ける予定であります。しかし、それ以降の補償については、今現在未定となっております。

以上の結果、当第3四半期累計期間の売上高は、3月の震災の影響が大きく、業績は大きく落ち込み2億2千9百万円となりました。営業損失は7百万円、経常損失は借地権認定訴訟の費用、支払利息等があり9千万円となりました。

また、特別利益として受取和解金10億円（神奈川県に対する借地権確認請求訴訟の和解金）、債務免除益3億4千1百万円（神奈川県競輪組合に対する損失補填額の減免）、受取補償金4億7千万円（選手宿舍賃貸借契約の違約金、東京電力(株)からの営業損害賠償金）等合計18億1千8百万円を計上し、特別損失として固定資産売却損9億9千5百万円、減損損失6億6千万円、災害損失2千万円等合計16億7千5百万円を計上し、この結果、四半期純利益は4千9百万円となりました。

なお、当社は、競輪関連事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

#### (2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

#### (3) 研究開発活動

該当事項はありません。

#### (4) 主要な設備

神奈川県に対し提起しておりました借地権確認訴訟の和解が平成23年4月5日に成立し、花月園競輪場 競輪場施設(建物、構築物 帳簿価額 9億8千7百万円)については、神奈川県に除却を前提として無償譲渡いたしました。

また、平成23年7月29日開催の取締役会において、株式会社松尾工務店に固定資産（競輪場周辺自社地及び選手宿舍土地建物）を譲渡することを決議し、平成23年8月1日付けで譲渡いたしました。

#### (5) 重要事象等について

当社は、「1 事業等のリスク」に記載のとおり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該事象等を解消し又は改善すべく、サテライトかしまの4月以降の再開及びサテライト横浜の業務受託の継続により業務の改善を図るとともに、サテライトかしまの休止期間にかかる営業損害補償金の請求を東京電力(株)に行い、一部合意し、受取補償金を特別利益に計上し、収支の改善を図っております。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	17,666,000	17,666,000	東京証券取引所市場第二部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。
計	17,666,000	17,666,000	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日	-	17,666,000	-	883,300	-	399,649

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載する事ができないことから、直前の基準日（平成23年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 77,000	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 17,441,000	17,441	-
単元未満株式	普通株式 148,000	-	-
発行済株式総数	17,666,000	-	-
総株主の議決権	-	17,441	-

【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
花月園観光株式会社	横浜市中区桜木町三丁目7番2号	77,000	-	77,000	0.44
計	-	77,000	-	77,000	0.44

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期累計期間は四半期財務諸表を作成していないため、前年同期との比較分析は行っておりません。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】  
 (1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成23年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	232,307	183,181
売掛金	52,295	101,182
短期貸付金	-	80,000
関係会社短期貸付金	80,000	-
その他	25,025	74,997
流動資産合計	389,628	439,362
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,889,321	368,991
構築物(純額)	393,036	22,705
機械及び装置(純額)	1,271	953
車両運搬具(純額)	105	49
工具、器具及び備品(純額)	583	383
土地	1,310,339	443,206
有形固定資産合計	3,594,658	836,289
無形固定資産	27,487	16,728
投資その他の資産	488,665	52,192
固定資産合計	4,110,811	905,210
資産合計	4,500,439	1,344,572

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成23年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	209	-
短期借入金	1,075,760	-
1年内返済予定の長期借入金	1,122,300	21,000
リース債務	29,840	29,840
未払金	634,435	108,950
未払法人税等	5,197	6,974
前受金	181	181
預り金	33,727	11,458
流動負債合計	2,901,651	178,405
固定負債		
長期借入金	404,400	229,000
リース債務	99,468	77,088
長期未払金	408,910	12,557
繰延税金負債	23,038	19,488
退職給付引当金	58,053	51,420
負ののれん	27,420	24,296
長期預り金	-	130,000
その他	5,000	5,000
固定負債合計	1,026,292	548,851
負債合計	3,927,943	727,257
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	883,300	883,300
資本剰余金	399,649	399,649
利益剰余金	708,969	659,565
自己株式	9,721	9,751
株主資本合計	564,259	613,631
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	8,237	3,683
評価・換算差額等合計	8,237	3,683
純資産合計	572,496	617,315
負債純資産合計	4,500,439	1,344,572

( 2 ) 【四半期損益計算書】  
【第3四半期累計期間】

( 単位：千円 )

	当第3四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	229,324
売上原価	50,645
売上総利益	178,679
販売費及び一般管理費	186,013
営業損失( )	7,334
営業外収益	
受取利息	2,979
受取配当金	1,349
負ののれん償却額	3,123
雑収入	3,236
営業外収益合計	10,689
営業外費用	
支払利息	49,120
訴訟関連費用	30,090
減価償却費	3,574
租税公課	7,088
その他	4,468
営業外費用合計	94,341
経常損失( )	90,986
特別利益	
受取和解金	<sup>1</sup> 1,000,000
債務免除益	<sup>2</sup> 341,543
受取補償金	<sup>3</sup> 470,264
投資有価証券売却益	6,741
特別利益合計	1,818,548
特別損失	
減損損失	660,221
固定資産除却損	163
固定資産売却損	995,095
災害による損失	20,398
特別損失合計	1,675,878
税引前四半期純利益	51,683
法人税、住民税及び事業税	2,280
法人税等合計	2,280
四半期純利益	49,403

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期会計期間 (自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)
当社は、当第3四半期累計期間において、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の影響で、競輪開催の一部中止及びサテライトかしまの営業中止が続いており、前事業年度から引き続き7,334千円の営業損失を計上しております。また、借入金返済と新たな運転資金の調達のために、平成23年11月に子会社のサテライト横浜の全株式を譲渡（5年以内に買戻しできる権利を有する。）し、金融機関より新規借入を行いました。主力事業所であるサテライトかしまの営業中止が続いているため今後の資金繰り等への影響が懸念される状況が続いております。 これらの状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。 当社は、当該事象等を解消し又は改善すべく、サテライトかしまの4月以降の再開及びサテライト横浜の業務受託の継続により業務の改善を図るとともに、サテライトかしまの休止期間にかかる営業損害補償金の請求を東京電力(株)に行い、一部合意し、受取補償金を特別利益に計上し、収支の改善を図っております。 しかし、サテライトかしまについては福島第一原子力発電所事故による諸問題が解決されておらず、対応策を関係者と協議中であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。 なお、四半期財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期財務諸表には反映しておりません。

【追加情報】

当第3四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。 (法人税率の変更等による影響) 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.3%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については37.6%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.3%となります。この税率変更による影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成23年12月31日)
債務保証 次の関係会社について、金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。 (株)サテライト横浜 100,000千円	債務保証 次の会社について、金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。 (株)サテライト横浜 100,000千円

(四半期損益計算書関係)

当第3四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	
1. 受取和解金の内容	
神奈川県に対する借地権確認請求訴訟の和解金	1,000,000千円
2. 債務免除益の内容	
神奈川県競輪組合に対する損失補填額の減免	341,543千円
3. 受取補償金の内容	
神奈川県競輪組合と締結した「花月園競輪選手宿舍賃貸借契約」の違約金収入	351,000千円
サテライトかしまに関する東京電力(株)からの賠償金収入	119,264千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)、のれん償却額及び負ののれん償却額は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
減価償却費	19,872千円
のれん償却額	2,165
負ののれん償却額	3,123

(持分法損益等)

当第3四半期累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)

関連会社につきましては、損益等からみて重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当第3四半期会計期間(自平成23年10月1日 至平成23年12月31日)

事業分離

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

株式会社アーキテクトエム

(2) 分離した事業の内容

競輪専用場外車券売場の施設賃貸及びその運営受託

(3) 事業分離を行った主な理由

当社グループは、主たる事業所であった花月園競輪場での競輪開催の廃止に伴い、平成22年10月29日付をもって、関連会社である株式会社サテライト横浜の株式を追加取得することにより完全子会社化を果たし、花月園競輪廃止後の中核事業所として位置づけ、業績回復にグループ一丸となって取り組んでまいりましたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、当社グループ関連のサテライト3ヶ所が被災し、復旧工事に伴う特別損失の計上や、福島第一原子力発電所事故の影響から、主力事業所である南相馬市所在のサテライトかしまが未だ営業再開を果せないなど、厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、事業基盤の安定化と有利子負債の圧縮を図るため、5年以内の株式の買戻しを条件として、株式会社サテライト横浜の全株式を譲渡することといたしました。

(4) 事業分離日

平成23年11月7日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金のみとする株式譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

移転損益を認識していません。

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	110,256千円
固定資産	242,699千円
資産合計	352,956千円
流動負債	244,472千円
固定負債	45,000千円
負債合計	289,472千円

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント

競輪関連事業

4. 四半期累計期間に係る四半期損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

当期首に事業分離を行ったとみなしており、当四半期累計期間の四半期損益計算書には分離した事業に係る損益は含まれておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)

当社は、競輪関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

( 1 株当たり情報 )

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額	2円81銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	49,403
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	49,403
普通株式の期中平均株式数(千株)	17,588

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月14日

花月園観光株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 磯貝 和敏 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山口 直志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている花月園観光株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第75期事業年度の第3四半期会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、花月園観光株式会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当第3四半期累計期間において、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の影響で、競輪開催の一部中止及びサテライトかしまの営業中止が続いており、前事業年度から引き続き7,334千円の営業損失を計上している。また、借入金返済と新たな運転資金の調達のために、平成23年11月に子会社のサテライト横浜の全株式を譲渡（5年以内に買戻しできる権利を有する。）し、金融機関より新規借入を行ったものの、主力事業所であるサテライトかしまの営業中止が続いているため、今後の資金繰り等への影響が懸念される状況にある。これらの状況から継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については、当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が四半期財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。